

高 総 第 1 0 1 3 号

令 和 8 年 8 月 2 8 日

高松市議会議長

橋 本 浩 之 殿

高松市長 大 西 秀 人

債権の放棄について（報告）

高松市債権管理条例（平成24年高松市条例第83号）第15条の規定により、市の債権を放棄し、及び同条例第16条第2項の規定による報告を受けたので、同条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

報告第 3 5 号

債権の放棄について

高松市債権管理条例（平成 2 4 年高松市条例第 8 3 号）第 1 5 条の規定により、令和 7 年度において、市の債権を放棄し、及び同条例第 1 6 条第 2 項の規定による報告を受けたので、同条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和 8 年 8 月 2 8 日提出

高松市長 大 西 秀 人

(参照)

高松市債権管理条例（抜粋）

第15条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 私債権について、消滅時効に係る時効期間が経過し、かつ、債務者が時効の援用をすると見込まれるとき。
- (2) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 第12条の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、履行される見込みがないと認められるとき。

第16条 市長は、前条の規定により非強制徴収債権を放棄したとき及び次項の規定による報告を受けたときは、規則の定めるところにより、議会に報告しなければならない。

- 2 地方公営企業の管理者は、前条の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、企業管理規程の定めるところにより、市長に報告しなければならない。

令和7年度債権放棄一覧

	債権の名称	件数	債権金額(円)	債権を放棄した理由	放棄決定日	所管課
健康福祉局	生活保護法第63条返還金	2	742,701	高松市債権管理条例第15条第3号に該当	令和8年3月31日	生活福祉第一課 生活福祉第二課
	生活保護状況等変動に伴う返還未済金	2	40,945	高松市債権管理条例第15条第3号に該当	令和8年3月31日	生活福祉第一課 生活福祉第二課
	老人福祉電話使用料納付金	9	34,367	高松市債権管理条例第15条第1号に該当	令和8年3月31日	長寿福祉課
	ひとり親家庭等医療費助成費返還金	1	75,777	高松市債権管理条例第15条第3号に該当	令和8年3月31日	こども家庭課
	保育所等給食費	10	33,900	高松市債権管理条例第15条第1号に該当	令和8年3月31日	こども保育教育課
	高松市夜間急病診療所使用料(診療収入)	2	5,430	高松市債権管理条例第15条第1号に該当	令和8年3月31日	保健医療政策課
	小 計	26	933,120			
都市整備局	市営住宅維持管理費収入	1	55,000	高松市債権管理条例第15条第1号に該当	令和8年3月31日	市営住宅課
	小 計	1	55,000			
教育局	高松市高等学校等入学準備金貸付金	1	95,000	高松市債権管理条例第15条第4号に該当	令和8年3月31日	学校教育課
	児童生徒指導推進事業(ハートアドバイザー)報酬	1	9,771	高松市債権管理条例第15条第4号に該当	令和8年3月31日	学校教育課
	小 計	2	104,771			
病院局	高松市立みんなの病院診療費	167	3,287,947	高松市債権管理条例第15条第1号、第3号又は第4号に該当	令和8年3月31日	みんなの病院事務局 医事課
	小 計	167	3,287,947			
合 計		196	4,380,838			